

第61回定例会

# 伊方町議会会議録

NO. 1

令和2年6月23日 開会

伊方町議会

第61回伊方町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日	令和2年6月23日
招集の場所	伊方庁舎4階議場
開会（開議）	6月23日 10時00分宣告
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎 5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利 16番 竹内 一則
不応招議員	なし
出席議員	応招議員に同じ
欠席議員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 篠川 俊一
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 総 合 政 策 課 長 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 産業課付課長（観光商工担当） 田中 洋介 産 業 課（農林水産室長） 菊池 拓也 建 設 課 長 寺谷 哲也 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教育委員会事務局長 菊池 嘉起
町長提出議案の項目	報告第1号 令和元年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について 議案第42号 町長の専決処分事項報告について （令和2年度伊方町一般会計補正予算（第1号） 議案第43号 町長の専決処分事項報告について （令和2年度伊方町一般会計補正予算（第2号） 議案第44号 町長の専決処分事項報告について （伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について） 議案第45号 伊方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について 議案第46号 伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について 議案第47号 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について 議案第48号 伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について 議案第49号 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

	議案第 50 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第 51 号 伊方町中小企業振興資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 52 号 令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号） 議案第 53 号 令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） 議案第 54 号 令和 2 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号） 議案第 55 号 伊方町固定資産評価審査委員会委員の選任について 議案第 56 号 公有水面埋立の意見答申について
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）
	9 番 中村 敏彦議員 <span style="float: right;">10 番 吉川 保吉議員</span>

## 伊方町議会第61回定例会議事日程（第1号）

令和2年6月23日（火）

午前10時00分開議

- 1 開会宣告
- 1 町長招集挨拶
- 1 議事日程報告

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 会期の決定
- 〃 第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」
- 〃 第 4 一般質問
- 〃 第 5 令和元年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について（報告第1号）
- 〃 第 6 町長の専決処分事項報告について  
（令和2年度伊方町一般会計補正予算（第1号）） （議案第42号）
- 〃 第 7 町長の専決処分事項報告について  
（令和2年度伊方町一般会計補正予算（第2号）） （議案第43号）
- 〃 第 8 町長の専決処分事項報告について  
（伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定）  
（議案第44号）
- 〃 第 9 伊方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第45号）
- 〃 第10 伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第46号）
- 〃 第11 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について （議案第47号）
- 〃 第12 伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について （議案第48号）
- 〃 第13 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第49号）
- 〃 第14 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について （議案第50号）
- 〃 第15 伊方町中小企業振興資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例制定について  
（議案第51号）
- 〃 第16 令和2年度伊方町一般会計補正予算（第3号） （議案第52号）
- 〃 第17 令和2年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
（議案第53号）
- 〃 第18 令和2年度伊方町水道事業会計補正予算（第1号） （議案第54号）

日 程 第 1 9 伊方町固定資産評価審査委員会委員の選任について (議案第 55 号)

〃 第 2 0 公有水面埋立の意見答申について (議案第 56 号)

1 散 会 宣 告

## 開会宣告（10時00分）

○議長（竹内一則） おはようございます。これより、伊方町議会第61回定例会を開会いたします。只今の出席議員は、全員であります。

よって、本会議は成立いたしました。

## 町長招集挨拶

○議長（竹内一則） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日ここに伊方町議会第61回定例会を招集をいたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、全員のご出席を賜りまして、感謝申し上げます次第でございます。

また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、本年は新型コロナウイルス感染症対策で世界中が混乱をし、歴史に残る年となってしまいました。

幸い現在のところ日本国内においては何とか鎮静の状態を保っており、愛媛県におきましても先週の18日をもって警戒期の移行期間が解除され、町でもこれに準じて自粛要請の解除などを行ったところでございます。

この間、町としては2月22日の役場内関係課間の協議に始まり、3月2日の警戒本部の立ち上げ、3月4日の対策本部設置から今日に至るまで、12回にわたり対策本部会議を開催し、対応と協議を重ねてまいりました。

その間、町内におきましては、東京オリンピックの聖火リレーの延期、小中学校、高等学校などの休校、各施設の閉鎖、各種イベントの中止、不要不急の外出の自粛など、様々なお願いや取り組みを致しました。

このことにより町民及び各事業所の皆様には大変なご不便とご迷惑をお掛けを致しました。

幸いなことに、皆様方のご協力によりまして現在のところ町内では感染者が発生をいたしておりません。皆様のご協力に対し改めて厚くお礼を申し上げます次第でございます。

しかしながら今回の新型コロナウイルスは何時、どのような形で発生をし、感染するのか予測が立ちませんし、専門家からは第2波の流行も予想されております。

更に直近における豪雨災害時など避難所の感染症対策も喫緊の課題であり、町としては指定避難所の開設箇所数を増やすことやもしもの場合に備え施設内に体調不良者の専用スペースを設定することなど、現状での対応可能な対策を行うことと致しました。

今後とも常に緊張感を持ちながら、今までの取り組みの検証を行うとともに、今後の国や県の動向も注視しながら、可能な限りの配慮を行い、併せて経済対策に対する各種支援策なども継続をして検討してまいりたいと考えております。

次に、「佐田岬はなはな」についてでございます。5月30日にリニューアルオープンをして以来、

大勢の皆様にご利用いただいております。大変有り難く思っております。

この施設は随所に県産材と佐田岬半島特有の青石を用い、四国の西の玄関口にふさわしい施設として完成をいたしました。改めて関係各位のご尽力に感謝申し上げます。次第でございます。

今後この施設が佐田岬観光の拠点施設としてその役割を十分に果たし、地元の皆様を始め訪れていただいた全ての皆様に愛される施設として発展していくよう、町としても指定管理者共々頑張ってお参りたいと存じます。

皆様の今後共のご指導・ご協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会では当面する諸課題への取り組みについて提案を致しております。

まず、1点目は新型コロナ対策についてであります。このことにつきましては、専決予算として「伊方町商工業者応援金交付事業」を町単独で5千万円計上いたしましたところではありますが、今回、より多くの町民の皆様の生活を支援するために、7、8月検針分の水道料金の基本料金分を減免するための予算1,576万円を計上をいたしました。国、県の各種施策と併せて様々な観点から町としても対策を講じて参りたいと存じます。

2点目は愛媛大学大学院医学系研究科寄付講座開設のための費用として1,820万円を計上をいたしました。瀬戸診療所に愛媛大学医学部から先生を派遣していただくことにより、地域住民への医療の質の向上や安心感の増大につながることを期待致しております。

3点目は三崎高校スクールバス購入事業として862万円を計上をいたしました。町営寄宿舍の整備と併せて、三崎高校のより一層の充実に努めてまいります。

以上が本議会に提案をいたしました予算の概要でございます。

次に、伊方発電所についてご報告をいたします。本発電所においては、本年初頭に発生をした連続トラブルにより、伊方3号機の第15回定期検査が中断をされた状態が続いております。

この連続して発生をした事象につきましては、その背景も含めた原因調査と再発防止策について、四国電力に検討を指示いたしましたところ、その結果をとりまとめた報告書が3月17日に国、県、町に提出をされました。

国におきましては、4月8日開催の原子力規制委員会での報告内容が検証され、再発防止策につきましては適正と判断をされておりますが、現在、愛媛県では安全専門部会において検証中であり、町といたしましても、この件が住民に与えた影響を重く受け止め、内容確認に慎重を期しているところでございます。

今後、国、県の専門的な検証の結果を見ながら、伊方町議会原子力発電対策特別委員会や伊方町環境監視委員会等のご意見をお伺いしつつ、このような事態を二度と起こさぬよう、四国電力に対して指導を行ってまいり所存でございます。

また、伊方発電所内での新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、本発電所は人の出入りの多い特別な施設でございますので、感染症予防対策につきましては細心の注意を払い、万全を期す様要請したところでございます。

いずれにしましても、様々な状況、社会情勢の変化が起こる中、伊方町としては住民の安心安全

が第一という姿勢は常に基本として、伊方発電所と向き合っていく所存でございますので、議員各位には、引き続きご協力・ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・報告案件が1件。
- ・町長の専決処分事項報告の補正予算が2件と条例改正が1件。
- ・条例の改正議案が7件。
- ・補正予算が3件。
- ・人事案件が1件。
- ・公有水面埋立ての意見答申が1件。
- ・工事請負契約の締結に関する議案4件でございます。

いずれも、町政を進める上で、非常に重要な案件でございます。

会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

### 議事日程報告

○議長（竹内一則） 続きまして、議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしがいて、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

### 会議録署名議員の指名

○議長（竹内一則） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番 中村敏彦議員、10番 吉川保吉議員を指名いたします。

### 会期の決定

○議長（竹内一則） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月29日までの7日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、7日間と決定いたしました。

### 諸般の報告

○議長（竹内一則） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布しておりますとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。



## 一般質問

○議長（竹内一則） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、末光勝幸議員、木嶋英幸議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

初めに、末光勝幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 愛媛県では、5月11日から6月18日まで1ヶ月以上に亘る感染警戒期が終了いたしました。新型コロナウイルスの影響は、続いております。そういった観点から、質問をさせていただきます。

大綱1、新型コロナウイルスの緊急経済対策としての助成金・給付金について

国において、一律10万円の特別定額給付金の支給が決まり、当町におきましても、先月20日から順次支給されています。

1819年のスペイン風邪以来、100年に一度といわれる疫病による経済危機を迎え、世間がパニックとなっていると言っても過言ではありません。

この新型ウイルスとの闘いは、100メートルダッシュではなくて、マラソンと同じであると識者が言っています。先のスペイン風邪の収束には2年を要したといわれており、第2波、第3波が心配されています。今後、都市部に限らず多くの人々が往来するフェリー港を擁する当町におきましても、いつ新型コロナウイルスの感染があるか分からず、先の見えない不安が漂っています。

特別定額給付金については、全国の市町村で独自に給付を上乗せする自治体がありました。「よろこびの風薫るまち伊方」がまちづくりのテーマである伊方町が、この100年に一度の経済危機に独自に全町民に暖かい手を差し伸べる、そのような政治的配慮があってもいいのではと思いますが、町長の見解を伺います。

以上、大綱1、新型コロナウイルスの緊急経済対策としての助成金・給付金についてをお伺いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱1「新型コロナウイルスの緊急経済対策としての助成金・給付金について」のご質問にお答えをいたします。

国の一律10万円の特別定額給付金の支給につきましては、先月20日から順次支給を行っておりまして、6月19日までの支給実績は8億8,240万円、97.6%の支給率となっております。

町におきましては、特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別交付金の上乗せ等は行っておりませんが、町独自の新型コロナウイルスの緊急経済対策に取り組んでいるところでございます。

まず、一つ目は、先ほど申しましたが、伊方町商工業者応援金交付事業、いわゆるがんばれ伊方

商工業者応援金でございます。

これは町独自の支援策として国や県の支援策に対する上乗せや補完を行うもので、売上減少等の影響を受けた事業者に対し事業活動を支援するものでございます。具体的には3つの柱があり、一つは感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給する国の持続化給付金に該当しない事業者、具体的には、国の制度が前年同月比50%以上減少している事業者を対象としておりますことから、それに該当をしない20%以上50%未満減少している事業者を対象と致したもので、法人50万円、個人事業主に25万円を上限に支給するというものでございます。

また、中小企業振興資金利子補給といたしましては、国や県の施策に基づき資金繰りを行った事業者に対し、町独自で利子補給するもので、これにより借入より3年間は無利子となり、利子補給対象額を5,000万円、交付期間を10年間まで拡充をいたしました。さらに、地域雇用維持助成金として、休業手当の支出に対し、国が支援する制度がございます。国、県の助成にさらに町独自で上乗せを実施するものでございます。

二つ目は、休業補償協力金と致しまして、伊方町新型コロナウイルス感染症対策本部から、感染拡大防止のための休業要請を行いました、指定管理者のうち、亀ヶ池温泉、瀬戸アグリトピア及び伊方スポーツセンターの3施設につきまして、休業要請に応じた協力金、各施設50万円、合計150万円を支給するものであります。

三つ目は、町民の皆様を対象としたもので、水道料金基本料金分の減免といたしまして、町民生活を支援するために水道料金の基本料金2ヶ月分を減免するものでございます。

新型コロナウイルス感染症が各家庭に経済的な影響をもたらしているという現状を踏まえ、上水道料金の基本料金分を減免をすることで、町民の生活を支援することといたしております。

減免の対象は、上水道給水契約者の、専用給水・一般用を対象といたしまして、対象期間は令和2年7、8月の検針分の2ヶ月といたしております。

さらに、これらの他にも広く町民を対象として、町税、国民健康保険税、介護保険料などの徴収猶予特例措置などを行っているところでございます。

議員の質問でございます。「独自に全町民に温かい手を差し伸べる、政治的配慮があってもいいのでは」についてでございますが、国では、5月25日に緊急事態宣言が解除され、愛媛県におきましても、6月19日からは警戒期の移行期間から、縮小期へ移行をし、外出自粛要請が緩和される状況になったところでございます。

これからも、町では県に準じた対策並びに、先ほど申しました、上水道料金の基本料金分減免など、町独自の対応を検討・実施するなど、感染症対策及び緊急経済対策につきまして継続して取り組みを行ってまいります。

今後におきましても第2波、第3波の心配がされるところでありますが、感染症対策と経済対策の両立を目指し、日常生活などの経済的な支援から、商工業者、農業漁業者などに対する産業振興対策や観光振興策など、今までの取り組みの検証と併せ、今後の国・県の動向も注視をしながら、

可能な限りの配慮や支援を継続して行ってまいりたいと考えております。

以上、末光議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。末光議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） この伊方町におきまして、今町長がいろいろ説明されたような政策につきまして、非常に多くのものが盛り込まれていると・・したんですけれども、大半が他の市町村も同じようなことをやっておられます。私が一番感じたことは、こういった施策を展開するにあたって、スピードも大事なのではないかというふうに思っております。この商工業の振興策につきましても、隣の八幡浜市の方がはるか、何日も前かにその施策を発表された。あるいは、特別給付金につきましても人口が3分の1しかない伊方町の方が支給が遅いと、そういうふうなことが現実にあります。いろんな政策を推進していくうえに、スピード感と緊張感をもって、あたっていただくと、さらに町民の方からも感謝されるのではないかというふうに思っております。それで最初に申しあげました。特別定額給付金の上乗せ11の県が現在上乗せをしております。その中で、原子力発電所の立地町村では、石川県の石川町が宮城県の女川町がだいたい地域によって差がありますけども、2万円程度の現金を上乗せして配ったというふうな事例が紹介されておりました。私は、個人的には、現金等を、仮の話でございしますが、現金を配るよりも町内で使える商品券を上乗せして、上乗せという時期が過ぎておりますけども、上乗せとして商品券を配り、町内の活性化に役立てていただく、そういうふうな展開もあるのではないかなというふうに思っております。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） ありがとうございます。まず、前段のスピード感ということについては、私もまったく同感であるわけでございます。足らなかった点もあろうかと思っておりますけれども、商工会がアンケートを取って、その結果を受けて事業化するまでにかなりスピード感をもって対応したつもりであるわけでございますが、まだまだ町民の皆さんから見るとスピード感が足りない点もあったんだろうというふうに思っておりますので、今後ともその点につきましては、緊張感というものをもって、スピード感というのも一つ大事な観点として捉えてまいりたいというふうに思っております。

後段の特別定額給付金の上乗せということでございますけれども、それも一つの大きな考えの柱になるんだろうというふうに思います。さらに、プレミアム商品券でありますとか、また先ほど申しましたような直接の水道料金の減免とかいろんな考え方があるんだろうというふうに思います。これからこのコロナ対策は長い勝負になると思います。先ほど来、ご指摘がございましたように、

第2波、第3波といったものを視野に入れて、10万円が国から給付されております。伊方で1万円上乗せすると、9千万。2万円だと1億8千万。必要であるわけでございます。適正なこういった皆様の大事な税金でございますので、有効な使い方というものも念頭に置きながら、適切に対応してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 加えまして、後の私の質問にも若干関連するんですけども、11の自治体の中で、岡山県の浅口市がいわゆる生活給付金につきましては、この給付金につきましては、27日の住民票の所在というのが原則になっておりますけども、その後に生まれた子供にも出産支援金として支給するという事例が紹介されておりました。私もこれ、いいか、悪いか、よく判断がつきませんが、そう思っておりましたら、今日の愛媛新聞の記事の中にも四国中央市が今回予算化、一般会計補正予算案の中に提出をするというふうな記事が載っておりました。この点についてもどう思われるのか、お伺いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） いろんな事例を挙げてのご指摘ありがとうございます。町では、第一子からおむつ代として商品券を配ったというふうに思っております。コロナ対策で、27日以降に生まれた子供についてのご指摘であるわけでございますので、検討材料として受け止めさせていただきたいというふうに思います。

○議長（竹内一則） 以上で、末光議員の大綱1を閉じます。

末光議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 大綱2「少子化対策について」お伺いをいたします。

伊方町で、令和元年の出生児は21人と、衝撃的に少ない出生数でした。当町では、5月末現在で9,032人の人口が、国立社会保障・人口問題研究所の予測で2040年には5,565人、内15歳以下は403人になることが予測されています。このような状況では、もっと早いペースでの少子化・人口減が危惧されます。

国の「少子化社会対策大綱」によれば、少子化は個人、地域、企業、国家に至るまで多大な影響。社会経済の根幹を揺るがす危機的状況。少子化危機は解決不可能な課題ではなく、克服できる課題であるとあります。人口減少社会への対応に関する地方制度調査会の答申によりますと、複数の市

町村でつくる「圏域」を新たな行政主体とする構想は見送られましたが、広域連携を強化していかなければ市町村が行政サービスを維持できなくなることが指摘されています。

一人の女性が生涯に産む子どもの数にあたる合計特殊出生率は2019年には1.36に低下しています。この3年間で人口を増やした自治体が330あります。

過疎化、高齢化、交通体系の不便さ、産業基盤の沈下など、複合的な問題が山積する当町ではありますが、人口は町勢の基本であります。例えば5年後にどのような町の姿を目指しているのか、少子化対策の観点から、町としての対応をお伺いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 末光議員の大綱2「少子化対策について」のご質問にお答えをいたします。

伊方町の出生者数は合併した平成17年以降、年間約60人前後で推移をいたしておりましたが、平成26年以降は40人前後に減少をいたしており、昨年、令和元年は議員ご指摘の通り21名と平成30年の43人から大きく減少をいたしました。

今年におきましても母子手帳の発行状況から見ますと、残念ながら同程度の出生数となる見込みでございます。

また、伊方町の合計特殊出生率は、伊予銀地域経済研究センターの調べによりますと、2010年で1.66、2015年で1.61、2018年で1.55となっており年々減少をいたしておりますが、いずれも愛媛県平均、全国平均を上回っているところでございます。

議員ご質問の「5年後にはどのような町の姿を目指しているのか少子化対策の観点から町としての対応を伺いたい」とのことですが、町といたしましては、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする「第2期伊方町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、5年間「人口の減少スピードの抑制」と「人口構造の若返り」を最重要テーマに、若い世代の社会減、転出超過をできる限り抑制すること、合計特殊出生率を上昇させることを目指して、3つの基本目標を定めその一つとして「若い世代が、子どもを産み育てることを選ぶ環境づくり」を掲げております。

その中で「出会い、結婚・出産・子育て」について、ステージに応じた施策を講じております。

まず「出会い、結婚」につきましては、愛媛結婚支援センターを活用した婚活イベントを実施し、男女に出会いの場を作り、結婚につながるよう支援を行っております。また町内在住者が結婚をした場合は、結婚祝い金の支給も行っているところでございます。

「出産」につきましては、晩婚化に伴う不安や悩みを抱える家庭を支援する環境づくりのために、不妊治療支援事業を行っております。

その他に、出産祝い金をはじめ、今年度より中央保健センターに妊娠期から出産子育て期までの相談を行える、母子健康サポートセンターを開設をいたしました。

「子育て」につきましては、子育て世代に対して子供の医療費を助成し経済的サポート、子育てに関する情報交換の場としてのスマイルルーム、保育所一時預かり事業を実施をいたしております。

子育て世代のニーズに基づき、出産を躊躇する大きな要因である経済的負担、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを目指しております。

さらに、小・中・高校生には教育環境の整備や入学祝い金の支給等、それぞれの段階に応じた支援策を講じているところでございます。

このような様々な事業を通して、何とかして町の少子化傾向に歯止めをかけたいと努めているところでありますが、残念ながら議員ご指摘のとおり結果に結びついていないのが現状であるわけでございます。

申し上げるまでもなく若年人口の定着のためには、働く場の確保や教育環境の整備、医療の充実、快適な生活環境の整備等々、あらゆる角度から検討をし、対策を講じてまいらなければなりません。

言わば少子化対策は、町づくり政策そのものといえると思います。このような考えの基で、現在伊方町で抱えている様々な課題を一つ一つ丁寧に克服し、町民の皆さんにとって住みやすい街を作っていくことが少子化対策へとつながっていく道筋であると考えております。

また、現在新型コロナウイルス終息後の世界について様々な意見が飛び交っております。確かなことは誰にもわかりませんが、その中で都市住民の地方志向が強まるのではないかと予測もございいます。

新型コロナウイルス感染症対策の際に新たな取り組みとして実施をされた、在宅勤務・リモートワークやWEB会議等の新しい生活様式が普及し一般化すれば、都会から地方へ、働く世代、子育て世代の移住も増えるのではないかと期待をいたしている所でございます。

私としては、このような方々のニーズに合った生活が伊方町に移住をすれば実現できるという環境を町としても早急に整備していくとともに、現在行っている、伊方町の様々な子育て支援の取り組みをさらに積極的にアピールをしてまいりたいと存じます。

移住定住政策のひとつの戦略として、在宅勤務やリモートワークなどの観点を取り入れ、少子化対策の効果を上げるように積極的に取り組んでまいり所存でございます。

このような事業や施策を通して、5年後の伊方町に大勢の子供たちの笑い声が聞こえてくる町の姿を目指してまいります。

以上で、末光議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。末光議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 今年度予算におきまして、学童保育の伊方小に対しての新たな施設、3,690万が計上されておりますけど、今回のコロナの感染の関係で非常に学校が閉鎖された関係で、学童保育が非常に全国的に見直されたというか、重要視された点があると思いますが、今度建設されます。新たな学童施設について、説明をお願いします。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） はい、伊方学童クラブ新設につきましては、3月の定例会にも説明させていただきましたように、学校との話がつきましたことによりまして、学校敷地内への移設を推進することとなりました。現在、5月下旬に電源交付金の交付申請を行っております、交付決定がおり次第入札の段取りをする予定です。工事の完了は、令和3年3月を予定しております。以上です。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。末光議員、大綱2再々質問はありませんか。

○議員（末光勝幸） 議長

○議長（竹内一則） 末光議員

○議員（末光勝幸） 少子化対策に対して、質問をさせていただきましたが、日本経済新聞の社説によりますと、少子化の最大の原因となっているのは、未婚化、晩婚化、結婚する晩婚化であると言われております。結婚するか子供を持つか、もちろんそれぞれの選択だが、経済的基盤が安定しなければ、希望があっても叶えることが難しいということは皆さんご承知だと思います。伊方町のホームページにおきまして、町長室へというようなところがございますけど、そこで子育て支援ナンバーワンの町を目指すという高門町長の施策が掲げられております。私は、いろいろとお伺いをいたしましたけども、他の市町村と比べましてもこの伊方町の子育て支援につきましては、どこの市町村に比べても手厚いような気が、印象が客観的に申しまして、止まりました。90点はもらえる点数かなと思っておりますけども、先ほどの私の提案、2番手でございますけれども、四国中央市にあるような新生児に対する助成を新たにさせていただきますと、100点満点だろうと思っておりますので、よろしく願いをして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の末光議員の大綱2再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 90点という高い点をいただきまして、大変ありがとうございます。先ほどの提案を呑めば、100点になるということでございますが、検討をさせていただき、それにも関わらずそれ以外のことも含めてこれからも、子育て支援ということは、これからもどんどん進めていきたいというふうに思いますし、結果はやはり子供の数が増えていることが結果だというふうに思っておりますので、そういった嬉しい結果が出てくるように、今後とも頑張っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（竹内一則） 以上で、末光議員の一般質問を終わります。続いて、木嶋英幸議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 大綱1「危機管理について」前回3月の定例会で新型コロナウイルスに関する  
こと、防災に関することについての質問をさせていただいた時点では、新型コロナウイルスに関し  
て伊方町としては殆ど対応されておりませんでした。間もなくして対策本部を設置し、国や県の  
動きに応じて対策会議を行っているようで住民への不安解消の観点からも今後とも瞬時の対応を  
よろしくお願いいたします。

本題に入りますが、3月に入ってすぐに三崎地区で長期の断水になりました。通告書の締め切り  
日を過ぎていたので、質問をすることができませんでしたが、3月9日から3月13日の5日間もの断水  
は今だ経験したことのない緊急事態でした。ご不便をおかけした三崎地区の皆様にご改めて心  
よりお詫び申し上げます。

現在、伊方町内はかなりのウエイトで南予用水に頼っております。国の管轄で対応が遅れたので  
はないかと考えておりますが、関係機関と協力し、今後の対策を興じていただきたいと思います。  
あれから以降、具体的な対応に何らかの変化や進展があったかお尋ねします。

それと同時に、初期からかなりの年数が経ち、資材そのものが老朽化しているはずで  
す。同じ様な現象がいつどこで起こるかわかりません。町独自の対策として今回の教訓を基に万が一の場合  
でも急場をしのげるようなことができないかも重ねてお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「危機管理について」のご質問にお答えをいたします。

本題の前に新型コロナウイルスの対応についてご指摘がございました。このことにつきましては、  
3月定例会一般質問の「予防対策について」のご質問に対しまして、「町の体制として、県内で感  
染者が確認をされた3月2日に、警戒本部を設置をし、3月4日には、警戒本部を対策本部に移行し、  
情報収集及び共有と今後の町主催会議の取り扱い、体調の悪い職員への対応、町民の健康被害を抑  
えるための対策等を協議し、感染症対策に万全を期すとしております。」との答弁のとおり、足り  
ないところもあったのかも知れませんが、必要と思われる対応は実施してきたと考えております。

町といたしましては、当初から現在に至る対応を踏まえまして、今後想定をされる第2波、第3  
波に対しましても適宜適切な対応をとってまいり所存でありますので、ご理解・ご協力をお願いを  
申し上げます。

それでは、本題の「危機管理について」お答えをいたします。まず、三崎地域の皆様、さらに各  
事業所などに対し、3月の長期断水について住民生活などに不便と支障をきたしたことにつしまし  
てお詫び申し上げますと共に、ご理解、ご協力いただきましたことに感謝を申し上げる次第でござ  
います。

現代社会において上水道は生活に不可欠なものであり、蛇口を開ければ水が出る、閉めれば止ま  
るということが当たり前の生活環境となつてございます。

取り分け、近年の災害時におきましても上水道の安定供給や早期復旧に対する必要性が高まっ  
ている中、水の尊さ、有り難さの認識を今回の件でさらに深くいたしたところでございます。



さて、今回の断水の原因となった釜木地域の漏水箇所でございますが、南予用水農業水利事業で整備をされた北幹線水路の配管でありまして、施工より30年以上経過をした、水圧が20キロ以上の高水圧区間でございました。平成30年7月豪雨により県道が崩落をし、県による災害復旧工事にあたり配管の移設が必要となったことから、中国四国農政局、四国土地改良調査管理事務所の工事が行われておりました。

漏水が発生をいたした箇所は、通水試験時に仮廻し配管と既設配管を接続した上流側に位置する接合部の管底部付近のゴム輪パッキンが老朽化により負荷に耐えられず破断し、漏水したものでございます。

さて、議員ご質問の「その後、具体的な対応に何らかの変化や進展があったのか」であります。今後の対策といたしましては、中国四国農政局、四国土地改良調査管理事務所におきましては、あらかじめ対策工事に必要となる資材を調達しておくことで、速やかに対策工事を行うとともに、コンクリート巻き立てによる復旧を行った際は、必要な養生時間を確保した上で、通水を行うこと。また、漏水があることを想定をし、止水時には旧三崎町内の各給水槽を満杯とし、工事にあたるなどの対応を取ることにいたしましたとのことでございます。

今後、パイプラインに不具合があった場合は、土地改良施設突発事故復旧事業で対応する旨の説明及び報告を受けております。

町としましては中国四国農政局及び南予水道企業団へ、事前に工事の内容の説明及び初期対応を含め関係機関や関係各課と連携を密にとり対応するように求めました。また、町は公益社団法人日本水道協会愛媛県支部へ加入をいたしており、会員相互間で応援活動の要請が出来るよう、災害時相互応援に関する協定を結んでおり、地震、異常渇水等による災害において、速やかに給水能力を回復できるように、相互応援体制を整えております。今回の断水に対しましても8市町、1企業団から迅速な応援をいただき、給水活動に当たっていただきました。改めて感謝を申し上げる次第でございます。

質問の二つ目の「今回の教訓を基に万が一の場合でも急場をしのげるようなことができないものか」であります。今後は断水の地域を少なくするためにも、自己水源を守り、維持管理を進めてまいりたいと考えております。また、応急給水に対応するために、今年度、温泉運搬車を所管替えをし、給水車としての利用を図ることいたしました。

現時点では、南予用水の水源に頼っている限り、国営施設の管路であるため、復旧が出来るまでは断水となり、応急給水の対応に頼らざるを得ません。

今後におきましてもより良い生活環境が行われますようより一層、災害時等でも迅速かつ早期の対応・早期復旧ができる体制の構築を進め、整えてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと存じます。

以上、木嶋議員の大綱1の答弁とさせていただきます。

**○議長（竹内一則）** 只今の答弁に対する再質問を許します。なお、再質問の回数は、会議規則第55条を引用し、一つの大綱につき2回以内と定めます。

木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。はい、木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今、町長の答弁にもいただいたように、確かに自己水源があったと思います。南予用水が各地区にかなりというか、どの地区も自己水源をもっていたと思われまので、現在の状況はどうなってるか。今使っていたり、使えるところが何箇所かあったり、保守点検などどうしてるか、伊方町独自の管理体制の構築も検討できないかお伺いします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 失礼します。木嶋議員の再質問について、お答えいたします。現在の自己水源状況と保守点検など、どうしているのか。また、町独自の管理体制の構築もできないかとのご質問ですが、現時点での自己水源は、8施設あります。伊方施設が6施設、瀬戸施設が2施設、三崎地域にはありません。現在、できる施設は、伊方地域が4施設、瀬戸地域が0施設となっております。また、町の施設の保守点検及び管理体制についてですが、随時職員で巡回するのをはじめ、中央管理システムで一括集中管理を行い、日々パソコンにて確認作業をしています。また、施設に異常があれば、中央管理システムにより、メールにて職員に通知ができるよう、体制を整えております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今ほど、課長が言っていたように確かに自己水源はあったり、今も存続しとるみたいなんで、今後もそれらを活用できるように、極力お願いしたいと思います。そして、南予用水を利用している他の市町でこのような状況が起きた時に対策を事前にされているのかをお聞きいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱1、再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 失礼いたします。木嶋議員の再々質問についてお答えいたします。南予用水を利用されている他の市町ではこのような状況が起こった時の対策を事前にされているか、ところがないかというお尋ねについてのご質問ですが、近隣の八幡浜市、西予市、宇和島市に確認をしております。すべての市も当町と同じ公益社団法人日本水道協会愛媛支部と応援体制を整えているとのこと。このような災害等が起きた場合については、南予用水のみの受水地域については、復旧するまでは断水となり、日本水道協会に応援要請をし、応急給水の対応とのことでした。事前対策としてですが、給水は宇和島市、給水車は宇和島市、西予市が保有しております。ポリタンクは、全ての市が保有しております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の大綱1を閉じます。木嶋議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 続きまして、「環境整備について」お聞きします。まず、最初に通称メロディーラインと呼ばれている国道197号線、雑木撤去がされて、景色も以前のような素晴らしい景観が見えるところできてきました。通られた方から「いいね。」と言う嬉しいお言葉をいただくことが増えました。

「佐田岬のいい所は」のアンケートで、必ず上位にランクされる左右に海を見ながら走れるドライブコースが少しずつ甦りつつあるのかなと思っております。とは言え、同時に「瀬戸内側はどうなの。今後の計画はどうなの。」ともよく尋ねられます。

そのことについての計画や具体的な予定があるかお尋ねします。

続きまして、昨年9月に質問をした瀬戸地区にあるリゾート地内の入り口にある「むかいパーク」の整備に関する件であります。あの時点での答弁は、産業課と大和ハウスで定期的に検討会を開いておりますと言われましたが、その後どうなったかお尋ねします。

現状は人の背丈ほど伸びた草むらがあり野生動物の住処になりそうです。山が近いとはいえ、イノシシにぶつかった住民もいます。安全確保の観点からも花壇・遊歩道・交流館などの整備をし、住民に管理をしていただくことによって、それらも少しは回避できるのではないのでしょうか。

住民に確認すると大和ハウスが会議に参加しているが、公園の整備についての話はできていないと聞かされているようです。あの場所は、ロケーションも素晴らしく、町民だけでなく、観光客も呼べる所で整備は急務と考えます。もし、検討会を開いているのであれば大和ハウスの職員だけでなく、今までに町内の公園整備などに関わってこられた町民や住民の代表者も交えて検討すべきだと思っております。それは、必要がないのであれば、その理由と今後どうする予定かお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の一般質問大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱2「環境整備について」のご質問にお答えをいたします。

最初に、1点目の「メロディーラインの景観対策について」でございます。

先ずは、昨年度の取り組みに評価をいただいておりますことに対し、地権者の方々をはじめ、関係者のご理解とご協力に感謝を申し上げる次第でございます。

このメロディーラインは、議員が申されるとおり、佐田岬を縦断し町内の重要な連携軸であると同時に、宇和海と瀬戸内海が同時に眺望できる、他には無い特有の景観を有しており、伊方町における重要な観光資源の一つであると認識をいたしております。

さて、ご質問の景観対策の「今後の計画や具体的な予定」についてでございますが、この取り組みは、近隣の地権者の方々のご理解とご協力が不可欠であります。

それらを含め、実施条件の調整を町で行い、作業につきましては「おもてなしの魅力向上環境整

備事業費」の活用により、愛媛県にて実施をいたしております。

このように、地権者、愛媛県、伊方町の三者共同により実現できる取り組みでありますことから、今後におきましても、ご指摘の瀬戸内側を含め、有効なビューポイントを中心に、関係者のご協力をいただきながら、実施可能な場所から取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の「むかいパークの整備について」でございます。

ご案内のとおり「むかいパーク」は佐田岬リゾート開発の一環として整備された公園でございます。議員ご質問の「9月定例会の後どうなったのか」とのお尋ねでございますが、9月末と12月に大和ハウスとの協議の場をもっておりますが、それ以降は、新型コロナウイルス感染症対策のため、担当者の来町が困難になったことから、協議の場としては今年度に入って進んでいないのが現状でございます。

質問の二つ目の「むかいパークの整備・検討」につきましては、町といたしましては、「むかいパーク」は、「瀬戸頂上ルート再開発計画」の中で位置づけて、一体的な開発を考えてまいりたいと思っております。

ご案内のとおり、巨大風車群の真下を爽快に走るルートは、ツーリングにもサイクリングにも最適なコースであり、権現山展望台から風の丘パーク、むかいパーク、瀬戸アグリトピアなどの風光明媚な観光施設を有機的につなぐことで自然豊かな伊方町をアピールし、観光資源としてのブラッシュアップを図ることで観光客の満足度を高めてくれるものと考えております。

現在、具体的な整備計画は未定であり、担当者と大和ハウスの間で相談をしている状況だと聞いております。

私としてはそのような中で、ある程度方向性が示すことができる時期が来れば議会や町民の皆様、特にとりわけ佐田岬リゾートの住民の皆様のご意見を伺う機会を持ちたいと考えております。

なお、「むかいパーク」の整備についてはもちろんでございますが、町政全般につきましても町民の皆様からのご意見やご提案はいつでも又どのような形でもお寄せいただければ、大変有り難いと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、木嶋議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対する再質問を許します。木嶋議員、大綱2の再質問はありますか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（竹内一則） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今後もメロディーラインの整備を続けていただくということで、大変期待しております。むかいパークに関してなんですけど、以前は畜産農家さんの牛のえさとして、草を刈っていただいております。ただ、今は放牧もなくなり、草原と住宅がひっついている、一体化している状況です。草むらは、一度火がついたら、かなり走ります。以前に近くでこういうこともあったようです。火道を遮るためにも遊歩道などを整備する必要はあるんじゃないかと思いますが、防災の観点からも町としてこのようなことも取り組みは考えていないかどうかもお尋ねします。

○議長（竹内一則） 只今の木嶋議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（竹内一則） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 木嶋議員のご質問にお答えいたします。むかいパークの防災の関係のご質問がございましたが、全体が草原でしたので、今言われますようにもし火災があった場合の火道を切るということについては非常に、今までそういう提案もございませんでしたが、今後における課題にはいたしたいと思えます。ただ、むかいパークの生立ちでございますが、これは大規模開発工事の中での整備でございます。遊歩道などにつきましては、その時点で全体経路の中で、もちろんしても良かったんでしょうけれど、駐車場とかトイレ、そういうようなものが条件として県から、指導を受けております。そういう点から、整備の状態は、現状の中で、了解をいただいております。ですが、今木嶋議員さん言われるように、雑草が繁茂しておることについてはですね、観光商工の草刈班で年に2回程度刈っております。ですから、野生動物の生活に云々になりますと、中々管理が難しいございますが、そういう面も住民との対話の中でどういう整備がいいのかなという、町長が申し上げましたように今後検討していきたいと思えます。以上でございます。

○議長（竹内一則） 只今の答弁に対します再々質問を許します。木嶋議員、大綱2再々質問はありませんか。木嶋議員

○議員（木嶋英幸） はい、ありがとうございます。是非前向きに検討していただけたらと思えます。それで、もう1点環境に関してのことなんですけど、むかいパークの北側に瀬戸内海に面したところにも町有地があるように思っております。その真上にですね、今度大型風車が建設計画があると聞いております。で、風車建設の住民説明会が以前ありました。その時に私も傍聴に行きました。その時に聞いた話では、半島に今までなかったほどの大きな規模の風車が建設されるというお話でした。予定地の南側の範囲を500mほど、わずか500mですよ、500mほど挟んだところには、住宅が立ち並んでおります。今ある西側、東側の風車の影響もかなりあるうえに、南側に位置する風向きからしてもかなりの影響があると思えます。町有地も含め、住宅周辺の環境保全のために町独自の規制はできないかお尋ねします。

○議長（竹内一則） ただ今の木嶋議員の大綱2再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） この件につきましては、木嶋議員も非常に興味をもってご指摘をいただいているところでございます。我々としては、風況調査はやったということをお伺いしておりますけれども、具体的にどの場所でどういった施設ということまではお伺いしておりませんし、何度も、今までも答弁してまいりましたように、そういった開発につきましては、私は環境アセスの中にもありますように、地元の同意というのが大前提であろうというふうに思っておりますので、そのことを基本として町としての対応をしてみたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は、11時25分からといたします。

休憩 11時14分

---

再開 11時25分

### 報告第1号

○議長（竹内一則） 再開いたします。日程第5「令和元年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」報告第1号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○議長（竹内一則） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第1号 令和元年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明いたします。

先の第60回定例会でご承認いただいております、令和元年度伊方町一般会計繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月29日付けで、繰越計算書を調製しましたので、同条同項の規定により報告するものでございます。

内容につきましては、健康管理システム改修事業他26事業で、翌年度繰越額は、総額で10億1,742万2,810円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（竹内一則） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号「令和元年度伊方町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を閉じます。

### 議案第42号

○議長（竹内一則） 日程第6「町長の専決処分事項報告について（令和2年度伊方町一般会計補正予算（第1号）」議案第42号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第42号 令和2年度伊方町一般会計補正予算（第1号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は新型コロナウイルス感染症対策による特別定額給付金事業等に要する経費でございまして、急を要するため令和2年4月30日付にて専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ9億2,206万8千円を追加し、総額を94億6,109万2千円とした

ものであります。

歳出の主なものといたしましては、2 款総務費に、特別定額給付金支給額として、負担金補助及び交付金に 9 億 450 万円を計上いたしております。3 款民生費に、子育て世帯臨時特別給付金として 795 万円を計上いたしております。

これに対します主な歳入は、15 款国庫支出金に特別定額給付費国庫補助金として、事務費を含め 9 億 1,181 万 7 千円、子育て世帯臨時特別給付費国庫補助金として、事務費を含め 860 万 8 千円を計上いたしております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 42 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号「町長の専決処分事項報告について（令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり承認されました。

### 議案第 43 号

○議長（竹内一則） 日程第 7「町長の専決処分事項報告について（令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 2 号）」議案第 43 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 43 号 令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は新型コロナウイルス感染症対策のための予算の第 2 弾として、商工業振興事業等に要する経費でございまして、急を要するため令和 2 年 5 月 11 日付にて専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出それぞれ 5,150 万円を追加し、総額を 95 億 1,259 万 2 千円としたものであります。

歳出といたしましては、4 款民生費に休業要請協力金として、150 万円を計上いたしております。7 款商工費に商工業振興事業補助金として 5,000 万円を計上いたしております。

これに対します歳入は、19 款繰入金に財政調整基金繰入金 5,150 万円を計上いたしております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 43 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号「町長の専決処分事項報告について（令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 2 号）」は、原案のとおり承認されました。

#### 議案第 4 4 号

○議長（竹内一則） 日程第 8「町長の専決処分事項報告について（伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定）」議案第 44 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 44 号 伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定の町長の専決処分事項報告について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が、令和 2 年 5 月 15 日に施行されたことに伴い、伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、同日、専決処分したものでございます。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

広域連合が、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に係る所要の規定を整備したため、第 2 条、町において行う事務に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を加えるものでございます。

なお、この条例は、令和 2 年 5 月 15 日からの施行でございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 44 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号「町長の専決処分事項報告について（伊方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定）」は、原案のとおり承認されました。

#### 議案第 4 5 号

○議長（竹内一則） 日程第 9「伊方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について」議案第 45 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長



○議長（竹内一則） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第 45 号 伊方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表にてご説明いたしますので、ご覧願います。

条例中、書面審理の方法について定める第 7 条における改正内容は、第 2 項に定めている「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」の名称が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に変更となったことに伴う改正と、法律改正に伴う条項の整合性を図るための改正でございます。

また、手数料の額等を定める第 11 条の改正につきましても、第 1 項第 2 号の法律の名称及び引用条項を改正するものでございます。

なお、この条例の施行日でございますが、附則において、公布の日から施行することとしてございます。以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 45 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号「伊方町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第 46 号

○議長（竹内一則） 日程第 10「伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について」議案第 46 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第 46 号 伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

成年被後見人を一律に排除する規定が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な

能力の有無を判断する規定へ適正化されたことに伴い、第2条第2項、印鑑登録を受けることができない者の第2号成年被後見人を、意思能力を有しない者に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行する、といたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第46号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第46号「伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第47号

○議長（竹内一則） 日程第11「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」議案第47号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第47号 伊方町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。附則第10条の2第27項は、新規の設備投資を支援するための固定資産税の特例措置の拡充に伴う、特例率について規定しております。

2頁をお願いします。第15条の2、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、臨時的軽減の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

次に第24条、徴収猶予の特例に係る手続等につきましては、地方税法附則において準用する地方税法の規定において条例に委任している事項の細目を定めるものでございます。

3頁をお願いします。附則第25条、寄附金税額控除の特例は、地方税法附則において条例に委任している事項の細目を定めるものでございます。

4頁をお願いします。最後に第26条、住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、適用期限の令和16年度分までの延長に伴う追加でございます。

なお、この条例は、公布の日から施行する、といたしておりますが、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第47号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第47号「伊方町税条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第48号

○議長（竹内一則） 日程第12「伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について」議案第48号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第48号 伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、情報通信技術の活用による利便性の向上、行政の効率化を図るための、デジタル手続法に伴う改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。

個人番号通知カード及び通知カードに係る手続等の廃止に伴い、種類及び金額等、第2条第1項第40号の個人番号通知カードの再交付手数料を削るものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行する、といたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第48号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第48号「伊方町手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第49号

○議長（竹内一則） 日程第13「伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第49号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 議案第49号 伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

このたびの改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し傷病手当金を支給するための改正となっております。

改正内容を新旧対照表にて、ご説明いたしますので、別添の参考資料をお願いいたします。労働者が休みやすい環境を整備し、国が特例的な財政支援を行う傷病手当金を支給するため、附則に次の6項を加えるものであり、第5項は、対象者として、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者を、また支給対象となる期間として、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間と定めております。

次に第6項は、2頁にかけまして、支給額につきまして、直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2と定めております。第7項は、支給期間（入院が継続する場合等）は、最長1年6月までと定めております。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第49号「伊方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第50号

○議長（竹内一則） 日程第14「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第50号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議長

○議長（竹内一則） 保健福祉課長

○保健福祉課長（小野瀬博幸） 議案第 50 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における、保険料の減免のため、本条例の一部を改正するものでございます。

別紙参考資料でご説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお願いいたします。

附則に見出し（新型ウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）を加えます。6 項で、減免の対象となる第 1 号保険料を規定するとともに、減免要件を定めています。7 項として、前項の場合における申請書類の提出にあたって、「提出しなければならない」とある申請期限について「提出しなければならない。ただし、町長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とするものであります。

なお、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第 6 項及び第 7 項の規定は令和 2 年 2 月 1 日から適用する。としております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

## 議案第 5 1 号

○議長（竹内一則） 日程第 15「伊方町中小企業振興資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第 51 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業課付課長（田中洋介） 議長

○議長（竹内一則） 産業課田中課長

○産業課付課長（田中洋介） 議案第 51 号 伊方町中小企業振興資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

今回の条例改正は、新型コロナウイルス感染拡大による中小企業者等の事業活動支援のため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表でご説明いたします。第 2 条第 2 号に国民生活金融公庫とありますが、現在その業務は日本政策金融公庫に業務移管されておりますので、今回改めさせていただくものでございます。

また、今回の新型コロナウイルス感染対策により融資を受けた資金につきまして、利子補給限度額を5,000万円、利子補給期間を10年間までとするもので、これは、今回愛媛県がコロナ対策のために拡充した制度資金において、県と町が連携して融資利率を借入から3年間無利子とするために対応するもので、さらに日本政策金融公庫の資金も対象に含め4年目から10年目までを町単独で利子補給するために改正するものでございます。

利子補給限度額、利子補給期間を、今回の新型コロナウイルス対策に限り読み替えるもので、附則において定めるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、附則の規定は令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第51号「伊方町中小企業振興資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は、午後1時といたします。

休憩 11時56分

---

再開 13時00分

## 議案第52号

○議長（竹内一則） 再開いたします。日程第16「令和2年度伊方町一般会計補正予算（第3号）議案第52号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第52号 令和2年度伊方町一般会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ1億12万1千円を追加し、総額を96億1,271万3千円とするものであります。

歳出の主なものといたしまして、4款衛生費については、愛媛大学への地域消化管・腫瘍外科学講座寄附金1,820万円、水道事業会計補助金1,576万2千円を計上いたしております。6款農林水産業費については、農林漁業振興事業として農林業、漁業分にそれぞれ500万円、大久東農道法面

対策工事 1,293 万 6 千円を計上いたしております。8 款土木費については、道路新設改良事業 549 万 7 千円を計上いたしております。10 款教育費については、三崎高校スクールバス購入 851 万 7 千円を計上いたしております。

以上、歳出についての主なものの説明といたしますが、これに対します歳入の主なものは、15 款国庫支出金については、地域医療共同教育研究・診療事業交付金 1,200 万円、大久東農道法面対策交付金 1,029 万 6 千円、三崎高校スクールバス購入事業交付金 700 万円を計上いたしております。19 款繰入金については、財政調整基金繰入金 4,911 万 8 千円、農林漁業振興基金繰入金 1,000 万円を計上いたしております。

以上、令和 2 年度伊方町一般会計補正予算（第 3 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（竹内一則） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。

予算書の 9 頁をお開きください。

## 2 款 総務費

1 項 総務管理費（9 頁） 質疑ありませんか。

## 3 款 民生費

1 項 社会福祉費（9 頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費（9 頁～10 頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費（10 頁） 質疑ありませんか。

## 4 款 衛生費

1 項 保健衛生費（10 頁） 質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（竹内一則） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） この地域医療、環境保全対策費ですけど、一般コミュニティ助成事業これらの説明をお願いしたいと思うんですが。

○町民課長（菊池暁彦） 議長

○議長（竹内一則） 町民課長

○町民課長（菊池暁彦） 一般コミュニティ助成事業について、ご説明いたします。本件につきましては、宝くじの収益金を活用しました。社会貢献広報事業による助成でございます。三崎地区のコミュニティ活動に必要な備品として、から獅子の頭や太鼓等の整備に対する助成金で 250 万円を計上してございます。

○議員（阿部吉馬） 終わります。

○議長（竹内一則） はい、他にありませんか。なければ、次いきます。

3項 水道費（10頁～11頁） 質疑ありませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（竹内一則） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 1目の水道費ですが、午前中の一般質問の中にもありましたように、数字というものが大変大事また町からの水道料減免的なものも出ておりますが、現在の伊方町全体における水道の配管、老朽化がかなりきてると思うんですよね。減免することによって、財政的に今後早急に埋設された水道管等々改修しなければならない時期にきているんじゃないかなと今思ってるんですが、水道課としてそれをどのように捉えているか、現状報告と町長の答弁を求めます。

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 具体的な整備計画については、担当課からご報告させていただきますけれども、今回はコロナ対策として、一般会計の財政調整基金の方を取り崩して、水道料の減免ということに充てらせていただくわけでございます。整備計画とは、また別個で整備計画はそれぞれ順次計画的にいつておるといふうに伺っております。以上です。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） すいません。遅くなりまして、水道の耐震化計画なんですけど、令和2年度から令和12年度までの10年間でということで、重要幹線路線の復旧ということで、更新を行う予定としております。財源としては、交付金を充てる準備をしております。以上でございます。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（竹内一則） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） まだ、場所的な地区がどのような状態、おそらく老朽化の状態はしてるんだろうと思います。申請をするぐらいですので、旧三崎、旧瀬戸、伊方それぞれの区域的な、どこにどれぐらいの老朽した対象箇所があるのかとかいうようなまだ調査してられない。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） はい、上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 今事前に設計をしております。予定表としたら、当初の役務なんですけど、令和3年度から令和5年度の3ヶ年で、湊浦三机地区の工事を予定しております。後6年から8年については、三机九町地区ということになっております。第3期工事計画として、九町、三崎地域の方を直す管路予定としてございます。4期以降については、三崎地区の老朽管の更新ということで、考えております。以上でございます。

○議員（阿部吉馬） はい、終わります。

○議長（竹内一則） はい、他にございませんか。（「なし」の発言あり）なければ、次いきます。

6款 農林水産業費

1項 農業費（11頁） 質疑ありませんか。山本議員



○議員（山本吉昭） 3目、農業振興費の中の後漁業関係もそうなんですけども、農林業振興事業の内容について、ちょっと教えてください。

○議長（竹内一則） 農林水産課長

○産業課農林水産室長（菊池拓也） 失礼します。質問の件ですが、農林漁業振興事業は、農家さん、漁業者さんが所持しています、機器等の更新に係る50万円までの補助金をするという事業でございます。以上です。

○議長（竹内一則） はい、山本議員

○議員（山本吉昭） そういった中でこういう補助事業が、農家さんに手厚く、そういうものが行き届くような対策として、主に農協とかそういう関係の中での取り扱いを付けれるのか。非常にこういう事業が振興していく中で、そういうの知らなかったよという農家さんもおろうかなと思うんですけど、そこら辺りの捉え方ってどうですか。

○産業課農林水産室長（菊池拓也） 議長

○議長（竹内一則） 農林水産室長

○産業課農林水産室長（菊池拓也） 事業を始まる前に、農協さん、支援センターだより、広報紙等でホームページ等で皆さんに周知をさせていただきまして、電話等ございましたら、対応させていただくということで、この事業の推進に努めているところでございます。以上です。

○議長（竹内一則） はい、山本議員

○議員（山本吉昭） 分かりました。そういった中で、そういうものが浸透していくように、広報紙とかそういうふうな方法もあろうかと思っておりますので、検討していただけたらと思います。

○議長（竹内一則） はい、よろしいですか。はい、農林水産室長

○産業課農林水産室長（菊池拓也） ご指摘にあったとおり広報等十分活用しながら、住民の皆さんの周知に努めたいと思います。周知に努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（竹内一則） 以上で山本議員の質疑を終わります。続いて、

3項 水産業費（11頁） 質疑ありませんか。

7款 商工費

1項 商工費（12頁） 質疑ありませんか。

8款 土木費

1項 土木管理費（12頁） 質疑ありませんか。

2項 道路橋梁費（13頁） 質疑ありませんか。

9款 消防費

1項 消防費（13頁） 質疑ありませんか。

10款 教育費

1項 教育総務費（13頁～14頁） 質疑ありませんか。

○議員（小泉和也） 議長

○議長（竹内一則） 小泉議員

○議員（小泉和也） 3の諸費のインターネット引込手数料はどこのことですか。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（竹内一則） 教育委員会

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） インターネット引込手数料のお尋ねでございますけれども、先般から学校におきまして、臨時休校がございました。そういったところで、コロナウイルスの感染の第2波等を想定いたしまして、家庭と学校とのオンライン授業に取り組むという考えの基で、この経費を上げたものでございます。考え方といたしましては、学校と家庭との通信ということでございまして、今現在小中学生にタブレットを配布しております。タブレットを家庭に持ち帰って、オンライン授業の実現を図っていくという中で、通信環境がご家庭内で整っていないご家庭もございます。そういったところで、その配線の通信の手数を計上させていただいておりますけれども、考え方といたしまして、各地区の集会所を活用して、そこでオンライン授業の実現に努めてまいりたいという考えの基で、集会所にWi-Fi環境を町が整備いたしまして、このオンライン授業の実現に向けた取り組みを進めていきたいと、そういった考えでこの経費を。他にもございますけれども、盛り込んでございます。以上でございます。

○議長（竹内一則） はい、小泉議員

○議員（小泉和也） 疑問に思うのは、何でこのような大事なことを全協で説明しない、まずそれと。後、その件に関して、保護者には説明して理解を得ているのか。それから、集会所を使用するとなったら管理、監視、どうするのか。もしですよ、自粛して外には出たらいけません。とか、だいが、解除にはなってきましたけど、そういう現状ですよ、集会所まで行くまでとか、集会所の中でとか、そこで事件、事故があった場合、誰が責任をとるのか。そこをお願いします。

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） 議長

○議長（竹内一則） 教育委員会事務局長

○教育委員会事務局長（菊池嘉起） まず1点目の全員協議会でなぜ説明がなかったのかというところでございますけれども、その点につきましては、こちらの方もまだ確認不足というところもございまして、大変申し訳なく思っております。ただ、第2波はそれ以外にも休校等の措置があるかも分からないということで、そういったことを勘案いたしまして、オンライン授業の実現に努めてまいりたいということで、予算を計上させていただいております。それと、集会所の活用なんですけれども、ほとんどのご家庭にWi-Fi環境を整備するっていうことを検討はいたしましたけれども、となると、ご家庭内での通信事態を町がカバーするっていうところもございまして、公費負担等を勘案いたしまして、集会所であれば災害等有事の際の避難というものも可能だということでございますので、集会所を活用させていただきたい。という考え方でございます。それと、保護者の方につきましては、家庭内のWi-Fi環境の実態調査をいたしまして、その際に町としてはこういう取り組みをしたいということをお知らせをお示したうえで、その調査をいたしました。その結果Wi-Fi環境が整備されてない実態の基でこういった経費を上げさせていただいております。

す。それと、集会所での管理でございますけれども、区長さんの方には、全ての区長さんではないんですが、まだそこまで協議に、全区長さんには協議に至っておりませんが、順次区長さんと協議を進めております。いろいろ議員ご指摘の点もあるわけなんですけれども、我々として実現に向けてですね、ご協力、保護者の方のご協力をいただく場面もあるかも分かりませんが、その実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（竹内一則） 小泉議員

○議員（小泉和也） あのね、課長、補正で予算組んでるんで、集会所を誰が開け閉めして、子供らの監視は誰がするの。それも通ってないのに金額上げるの。保護者もアンケート取っただけ、報告しただけ、保護者の意見も聞いてない、無視しとるやない。子供は。最悪ね、個人の家に町がネット回線するのは難しいと言われるけど、なかったらじゃあ教育受けささん。日本は教育を受ける権利があるんよね、いい。それは義務教育は特にそうやん。そういうとこまで考えてやらんと、ネット回線がないと。そういう家庭もあるわね、確かに。じゃね、その子供らのため、家のためじゃないんで、子供らのためにやっぱりそれぐらいの補助をしてやるのが本当じゃないかなと私は思うんですよ。リースでもかまんで。私が言いたいのは、集会所でやったら、誰が管理して、監督するの。区長さんに言うて、区長さんができるの、これ。現実的に、ほとんどの人が仕事しとるやない。子供がそのネット使ってよ、教育を受けるのはいいけど、その環境を整備したうえでやってやらんと、なんか問題あった時に誰が責任とるの。とれんやろうそんなもん。そういうふうなちょっと、私が前から不審に思ってるのは、行政が一方的に進めていって、町民の意見も聞かない、私らこうしますよと、協力しなさい。私から言わせたら、上から目線やで。難しいところはあろうかと思うんですけどね、やっぱり弱い人のためになんとか町が助けてあげるとかね、そういう考えはないのかなというところがあるんですけどね、答弁は難しいと思うんですけど、これ予算通って各地区の集会所使えなくなった場合にはどうする。予算通しとって。私たち議会にも責任あるんで、こういう議案を賛成して議会通しました。集会所で教育受けさすのは、議会 OK 出しましたと、もしそこで事故とか事件が起きた場合、議会にも責任あるんですよ。それぐらい重い問題なんですよ。その辺はどうかなあと思うんですけどね、もう最後やろう。これは、課長のレベルじゃ無理や、答弁。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（中井雄治） 議員ご指摘の件、本当に我々も頭を悩ませたところなんですけど、他の市町をいろいろ先行しているオンライン授業のところを聞いてまいりましたが、やはりこの問題で、実際に調査した時に1割弱の家庭が通信を自分のところで有してないというような状況がありました。その子供たちの家庭をどうしていくのかというところを他の市町に聞いた時に学校に来させていると、その1割弱の子をどうしても家庭にWi-Fiとかそういうのを引くということになると、毎月の料金が加算されるわけですね。Wi-Fi ルーターなんかを貸すのはうちの方もやぶさかではないんですが、その一年間の費用というのがだいたい6万とか5万とかそういう料金が掛かると、その

辺のことをどこの市町もクリアできてないということ、学校に来て対応するというような状況だったので、伊方町としてどう考えるかという時に学校よりもより近い集会所を提供したらいいんじゃないかという考えに至りました。議員、ご指摘の安全性であるとかそういうところについては、確かにその要素も十分考えられるなということで検討はしているところなんですけども、それよりも近さとか距離の公平性でできる限り子供たちに近い場所でということ、考えて集会所という結論に至ったわけです。この分につきましては、学校の方の要望などもあります。保護者についてもそういう調査をかけたところこういうふうな実態が浮かびでてきて、一応学校通しては、こういう方向で進んでいるってことはお伝えしている次第です。各家庭全部に伝わっているかということその辺はやるような方向だろうというような、そういうようなかたちで今現在進めているところです。ただ、第2波、第3波それからのこれらのオンラインであるとか夏休みの補充学習にそういうものを使うっていう、例えば補習の代わりにそういうものが使える状況があります。是非、こういうことは早めに進めていきたいということを考えてこういうようなかたちになってしまったわけなんです。以上です。

○議長（竹内一則） 以上で、小泉議員の質疑を閉じます。他にございませんか。

○議員（阿部吉馬） 議長

○議長（竹内一則） 阿部議員

○議員（阿部吉馬） 全く、小泉議員と同じような考えをもってるんですけど、その1番は小泉議員さん言われたように、管理いわゆるオンラインシステムが今後必要不可欠なものになっていくんであろうと思います。これは、早急に本来ならやるべき所見であると思うんですけど、今うちがやろうとして予算化しようとしている、その中で公民館、集会所、もし仮に旧三崎の串地区、西部地区を見た場合に与侈地区、串地区、正野地区といっておられます。学生がそういった場合に、串地区に全員その生徒を集めるのか。その間のいわゆる危険性とか、授業のオンライン授業を始めた時に、そばに保護者なり、あるいは公民館長なり、どなたかが居て管理をするんですか。そういう話がまだこれからということと僕は理解いたしました。と、いうことになれば最悪のパターン、予算をもう一度付け直して、そういう担当の係の人を見つけないと、多分地区の区長さんについていうことは非常に負担が大きいんじゃないかなと思うんです。そいったことも並行して、予算化するんであれば早め早めが良かったんじゃないかと思うんですが。そこら辺、町として、町長としてどのように考えますか。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 教育委員会のもとでその辺は十分注意しながら、しっかりと進めていただきたいというふうに思っております。いずれにしてもオンライン授業を始め、そういったIT環境の整備というのは町としての大きな今後の課題であり、柱になってくるだろうというふうに思っております。以上です。

○議員（阿部吉馬） 終わります。

○議長（竹内一則） はい、他にございませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○議長（竹内一則） 山本議員

○議員（山本吉昭） 先ほど、教育長さん実態調査というのは、1割程度は環境整備されてないというのが、本町の実態なのかなと思ってんですけども、これ非常に小泉議員も言ってるし、阿部議員もそうですけど、ある意味心配されている。リースとかいうのは、年間通じてずっとこれをせないけん話なんではないかな。例えば、時期的な問題で何カ月かという考え方もあろうかと思うんですけど、非常にこう集会所ってというのは、どうなのかなってというのは、非常に区長さんもそうですし、家庭もそうですけど、基本的にはそういう Wi-Fi 環境の中でやるのであれば、家と学校っていうスタンスが一番ベストじゃないかと思います。そこらの捉え方ってどういうふうに。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（中井雄治） この分につきましては、とにかくオンライン授業それからそういうような費用対できること、ちょっと優先した経緯がありまして、同時にそういう安全であるとかそういうものを担保する予定だったんですけども、どうしてもそのものが遅れてしまったという現状です。一応、こちらが想定していた分は、保護者に理解していただいて、保護者と一緒というようなかたちでは考えとったんです。そういうようなかたちでできるものは、そういうふうにしていただきたい。そういうようなかたちである分と区長さんにそういうような開けやすい環境であるとか、子供達が利用しやすい環境、その辺を現在区長さんをお願いして、交渉しているような最中なんです。安全とか十分配慮して、これから進めていきたいと思っておりますし、そういうような理解が得られない場合については、学校利用というのやぶさかではございません。以上です。失礼しました。リースにつきましては、一応そういうことも計算して出しとるわけなんですけれども、リースにしましても、使う分についてもいつという、現在新型コロナウイルスの第2波、第3波がいつ来るかっていうのが想定できませんし、現在のところずっとオンラインの接続できるような環境を続けて行うようなかたちをしているわけなんです。リースってというのは、議員おっしゃるのは2ヶ月、3ヶ月使った後、しばらく外してまたというようなお考えですね。そういうようなことは、中々難しいじゃないかと思って想定はしてなかったんです。

○議長（竹内一則） はい、山本議員

○議員（山本吉昭） 非常に、ITこれからどのようになるのか、多分近い将来そういうこういうものっていうのは、ほとんどの家庭にできてくる時代がくるのなかかっていうのは、想定できるわけなんですけども、先ほどもいったように、安全面の問題とか、区長さん、保護者の方いろいろこれをするにあたってですよ、いろいろな問題っていうのは出てくると思いますので、そこら辺りも十分検討していただきたいなと思っております。難しいものなんですけども、これその家庭に補助とかね、そういう子供さんの家庭にはそういう今後テレワークとか、そういうお互い学校と家庭と

の通信の時代になるんだから、そういうものも近い将来できてくるのかなと思うんですけども、例えば補助でいう考え方はないんですか。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（竹内一則） 教育長

○教育長（中井雄治） その件についても、かなり検討はしたんですけども、やはり補助っていうことになると、いろいろ支障があります。で、国のギガスクール構想というのがあるんですけども、その分で一人一タブレットとかはあるんです。Wi-Fi ルーター、ルーターまでの貸出というのは、国もそこまでです。それ以上のことは、国もできないということになっております。できないのは、いろいろ支障があつてということなんです。教育委員会としましては、家庭への無償のそういうような環境というのは中々ちょっと難しいんじゃないかと思うんです。やはり、ここで言うてどうなのかなと思うんですけども、全部補償した場合に他の家庭がどうかっていう、他とのバランスというものも一応考えさせていただきました。そういう点が難しいということなんです。議員方のご指摘の通り、非常にこう理解が得られなければ、進められない、そういうようなものではありますけれども、やはりこの状況、将来のことを考えましたら、オンライン授業、こういうようなものの構築っていうのは是非必要なもの、それも早急に必要なものだと思います。ご指摘いただいた点を十分これから配慮しまして、そして、子供達にとって一番ベストな方法を考えさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹内一則） はい、山本議員

○議員（山本吉昭） 分かりました。1点、当然その家庭にそういう環境が整ってる場合は、家庭でという話になるんですよね。集めて、集会所に子供達を集めて一緒にとかいう捉え方ではないんですよね。

○議長（竹内一則） はい、教育長

○教育長（中井雄治） 一応、家庭にそういう環境がある分につきましては、その分を優先してもらつてというような考えでおります。そういう子供達それから、家庭でそういう環境が整っていない家庭につきましては、集会所。それでご理解が得られない場合は、学校もあるかなと、そういうような考えでおります。

○議長（竹内一則） 以上で、山本議員の質疑を閉じます。他にございませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（竹内一則） 高月議員

○議員（高月芳人） はい、環境整備はもちろんなんですけども、結局のところ使いこなせなければ、意味がないというところはあると思います。第2波、第3波みたいなところを考えた時に、その期間もないのかなというところで、授業を受ける側の生徒さんが使えるのか。もしくは、教える側の先生方が使いこなせているのか。というところをお聞きします。タブレットを配布されてあまり期間は、経ってないわけなんですけども、現在どのような使い方しているのかというところも合わせてお聞きしたいと思ひます。

○議長（竹内一則） はい、教育長

○教育長（中井雄治） はい、現在3月に中学校のタブレットが全員配布というようなかたちになりました。一人一台の体制が、小学校1年から中学校3年まで整ったわけなんです。学校訪問の中でそれぞれの小学校に行ってみますと、非常に活発に使っていただいて、子供達もかなり馴染んできているということで、それから中学校の方に行きましても、やはり夏休みに是非こう使いたいというような要望もかなり強くあります。それをやったら、夏休み補習って自宅でできるんじゃないかという、そういうことなんかも検討しているようです。議員、ご指摘の子供達が使えるのか、先生方が使えるのかという質問なんですけれども、それにつきまして、一応使えるようなかたちで研修の計画を考えております。構想といたしましては、夏休みににつきましては、タブレットの持ち帰り、そしてその中での自学、自分での学習というかたち、これにも実は、Wi-Fiが必要なものなんです。学習アプリがありまして、その学習アプリを使って行うということなんで、それについて、Wi-Fiが必要で、オンライン授業につきましては、議員ご指摘の分、本当に技術がいる内容なんですけれども、これにつきましては、8月、9月に研修を重ねまして、10月頃にはその授業が可能なようなかたちにしたいと思っております。以上です。

○議長（竹内一則） はい、高月議員

○議員（高月芳人） はい、是非そのように進めていただいて、決して使える人、使えない人というところで、教育に差が出ないように是非努めていただきたいと思っております。終わります。

○議長（竹内一則） よろしいですか、答弁。教育長

○教育長（中井雄治） 教育の公平性の担保という点で是非そういうようなことをさせていただきたいと思っておりますし、やはりタブレットが一人一台あって、学校にあるっていうそういう状態が現状です。それを家に持ち帰れるというのは、子供達にとっても教師にとってもプラスになるんじゃないかと思っております。そういう点での公平性というのも確保していきたいと思っております。以上です。

○議長（竹内一則） よろしい。他にございませんか。なければ、次いきます。5項 保健体育費  
14頁から15、4項、はい、すいません。

4項 社会教育費（14頁） 質疑ありませんか。

5項 保健体育費（14頁～15頁） 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）

次いで、歳入に入ります。7頁をお開きください。

15款 国庫支出金

2項 国庫補助金（7頁） 質疑ありませんか。

3項 委託金（7頁） 質疑ありませんか。

16款 県支出金

2項 県補助金（7頁） 質疑ありませんか。

3項 委託金（8頁） 質疑ありませんか。

19款 繰入金

2 項 基金繰入金 (8 頁) 質疑ありませんか。

21 款 諸収入

7 項 雑入 (8 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。

次いで、表紙に帰って、「債務負担行為 第 2 条 第 2 表」の質疑ありませんか。第 2 表は、4 頁にあります。(「なし」の発言あり)

この補正予算全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

以上で、質疑を終結し、討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。これより、議案第 52 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 52 号「令和 2 年度伊方町一般会計補正予算 (第 3 号)」は、原案のとおり可決されました。

### 議案第 53 号

○議長 (竹内一則) 日程第 17 「令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)」議案第 53 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長 (菊池暁彦) 議長

○議長 (竹内一則) 町民課長

○町民課長 (菊池暁彦) 議案第 53 号 令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、事業勘定におきまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 216 万 2 千円を追加し、総額を 15 億 9,854 万 9 千円とするものでございます。

歳出よりご説明いたしますので、6 頁をお願いいたします。2 款 6 項 1 目傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染が疑われる被用者に対する傷病手当金を 216 万 2 千円計上するものでございます。

次に歳入でございしますが、5 頁をお願いいたします。3 款 1 項 1 目災害臨時特例補助金は、傷病手当金に係る国庫補助金 216 万 2 千円を計上するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長 (竹内一則) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 53 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。



よって、議案第 53 号「令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第 5 4 号

○議長（竹内一則） 日程第 18「令和 2 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）」議案第 54 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山藤一也） 議長

○議長（竹内一則） 上下水道課長

○上下水道課長（山藤一也） 議案第 54 号 令和 2 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

表紙であります。第 2 条の収益的収入ですが新型コロナウイルス感染症が各家庭に経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、基本料金を減免し、町民の生活を支援するため、第 1 款第 1 項営業収益を 1,576 万 2 千円減額し、第 2 項営業外収益を 1,576 万 2 千円増額するものでございます。今回の補正は財源更生によるものでありまして、財源予算額は既存予算と同額の総額 3 億 3,030 万 3 千円にするものでございます。

次に 1 頁をお願いいたします。収益的収入ですが、第 1 款 1 項 1 目の給水収益を 1,576 万 2 千円を減額し、2 項 3 目の他会計補助金を 1,576 万 2 千円に増額にするものでございます。

以下、3 頁から 6 頁まで、予定対照表を添付していますが、変更はございません。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 54 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号「令和 2 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第 5 5 号

○議長（竹内一則） 日程第 19「伊方町固定資産評価審査委員会委員の選任について」議案第 55 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（竹内一則） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 55 号 伊方町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を説明をさせていただきます。

伊方町固定資産評価審査委員会委員 3 名は、令和 2 年 6 月 23 日をもって任期が満了いたしますので、その後任として下記の者を選任いたしたいから、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。3 名は梶田雄二氏、中村修二氏、中村昭氏の 3 名でございます。いずれも人格識見共に立派であり、固定資産評価審査委員に適任と認めますので、よろしくご同意のほどをお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 55 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号「伊方町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は、原案のとおり同意されました。

## 議案第 56 号

○議長（竹内一則） 日程第 20 「公有水面埋立の意見答申について」議案第 56 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（寺谷哲也） 議長

○議長（竹内一則） 建設課長

○建設課長（寺谷哲也） 議案第 56 号 公有水面埋立の意見答申について、提案理由をご説明いたします。

本件は、町道塩成港線改良事業に伴い公有水面埋立の免許を得るため、別表地先の公有水面埋立免許の出願に係る意見について、異議ない旨を、愛媛県知事に答申いたしたいので、公有水面埋立法第 3 条第 4 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

免許の内容につきましては、埋立位置は、伊方町塩成字中網代 380 番 2 から同乙 455 番 1 までの地先公有水面で、埋立面積が 283.73 平方メートル、埋立地の用途は道路用地で、埋立に要する期間は、免許の日から令和 4 年 3 月 31 日でございます。

埋立免許の概要といたしまして、公有水面埋立図面を添付させていただいております、赤色で着色及び表記しております部分が、今回、埋立免許を受ける部分であります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（竹内一則） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 56 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 56 号「公有水面埋立の意見答申について」は、原案のとおり可決されました。

### 散会宣告

○議長（竹内一則） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものでありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。24 日から 28 日は、休会。29 日は、午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会時間 13 時 55 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員